

# 1990年代後半以降の ベトナムの米輸出動向とその特質

- 米の国際市場構造、米の先物取引の可能性などに関連させて -

小 沢 健 二

はじめに

1. ベトナムの米輸出政策
2. 米の国内流通システムと輸出業者の態様
  - (1) 国内の米流通システム
  - (2) 米輸出業者の態様
3. 米輸出の動向と特質
  - (1) 輸出数量の増加と安定化
  - (2) 輸出米の品質特性
  - (3) 主要輸出相手地域、国および輸出方式 - 政府間貿易の比重の高さ -
4. ベトナムの米輸出価格とその決定メカニズム
  - (1) 輸出価格の推移
  - (2) 輸出価格決定の具体的な仕組み
5. 日系企業の米輸出と日本への MA 輸出をめぐる問題
  - (1) 日系企業の米輸出合弁事業
  - (2) 日本への MA 輸出

おわりに

はじめに

1990年代初頭以降最近10余年間に、世界の米貿易動向は目まぐるしい変化を続けている。それは、世界的な米需給基調と軌を一にするものである。1990年代前半から1997年末までは、米需給の逼迫基調を背景に、世界の米貿易は堅調に増加し、米の国際価格も上昇し続けた。97年秋のアジアの経済危機の発生は、この趨勢を逆転させた。アジアの経済危機は、インドネシアの食糧危機を派生させ、一時的に米の国際価格は高騰したが<sup>(1)</sup> 結局、東南アジアの主要米輸入諸国の購買力を低下させ、世界の米需給を過剰基調に転換させたのである。これには、中国における穀物過剰問題の現出も影響していた。

米過剰基調は、98年後半以降2002年前半まで世界的な穀物過剰問題の一環として時期を追

って深化した。米の国際価格も、年ごとに若干の差異はあったものの2002年まで一貫して下落し続けた。価格下落に歯止めがかかるのは、2002年末以降のことである。米の期末在庫率は、世界全体では2002年初頭以降漸く減少し始め、米の国際価格も2002年末を転換点として好転しつつある。

米の全体的な需給動向を背景に、1990年代には米の国際市場にも輸出入の両面で大きな変化が生じた。輸出に関しては、インド、中国の米輸出国としての国際市場への参入とともに、ベトナムがタイに次ぐ世界第二位の米輸出国の地位を確立したことが注目される。世界の米輸出競争は、80年代にはタイ、アメリカを中心に展開された。ところが90年代のとくにその後半以降、米輸出競争はタイ、ベトナム間が中心となったのである<sup>(2)</sup>。

80年代末に市場参入し、瞬時に一定の輸出シェアを確立したベトナムの米輸出は、米の国際市場の構造、国際取引の仕組みといかに関連し、その特質はどこに求められるだろうか。こうした関心のもとに、小稿は1990年代以降2000年代前半までのベトナムの米輸出動向を米の国際市場構造と関わらせて考察、検討する。ベトナムの米輸出の特質を、米の国際市場、国際取引とできるだけ関連させて把握することが課題となる。この際に、ベトナムの米輸出の特質はその輸出政策や国内米流通システムといかに関連するか、この問題への接近が最大のポイントである。

というのは、社会主義国のベトナムでは、米輸出および米の国内流通に政策・制度面で様々な規制措置が存在し、それが独自の輸出対応に帰結しているからである。ベトナムの米輸出の特質、その輸出競争力の評価も、米輸出政策や国内流通システム、およびそのなかでの米輸出業者の態様などと密接に関連する。しかし、この課題は相当の研究蓄積を要するものであり、専門研究者間でも調査・研究が漸く緒についたばかりである。ベトナム研究専門外の筆者が容易に立ち入れる分野ではない。

それゆえ、小稿ではベトナムの米輸出政策、米の国内流通システム、および米輸出業者の態様などに関しては、既存研究成果と現地調査での知見に依拠した概括的な整理にとどめる<sup>(3)</sup>。これを前提に、1990年代以降のベトナムの米輸出動向とそれともなう独自の輸出対応のあり方を米の国際市場構造と関連させて明らかにすることに重点を置いている。また、ベトナムからの日本への MA 輸出の現状と今後の展望に関しても、簡単に取り上げる。日本の MA 輸入は、米の国際取引としては価格および品質条件のいずれでも特殊性を有している。この特殊性ゆえに、日本のベトナムからの MA 輸入はベトナムの米の国際市場における地位、位相を理解する一助にもなりうるからである。

以上をふまえて、ベトナムにおける米の先物取引の可能性、およびそれに関わる問題についても、最後に簡単に言及しておこう。

(1) 1997年秋のアジアの経済危機は世界の穀物需給動向は過剰基調に転換する契機となったが、インドネシアでの食糧不足を派生させ、米の国際価格は98年には一時的に反騰した。

(2) もちろん、米輸出競争には、90年代に米輸出を急増させたインドも関与している。

(3) ベトナムにおける米の輸出政策、米の国内流通システムは、刷新(ドイモイ)政策の展開とともに

変化を続けている。この問題は、ドイモイ政策や国有企業改革の展開と関連づけて究明しなければならない課題である。

## 1. ベトナムの米輸出政策

アメリカとの戦争に勝利し、南北を統一した1976年以降、ベトナムは1983年を例外として長期にわたって米輸入国の地位に留まっていた。硬直的な集団農業生産体制のもとで、米増産意欲が阻害され、米自給を達成できなかったからである。国内の米流通も、米輸入国として政府の全面規制、管理下に置かれてきた。ベトナムが輸入国の地位から脱却して米輸出を開始するのは89年であり、86年のドイモイ政策開始にともなう米増産を背景としている。ベトナムの米生産量は、1985～89年に1,587万トン（粳米）から1,897万トンへと短期間に20%ほども増加したのである。

しかし、米の貿易と流通に関する厳しい政府規制は、米輸出開始以降90年代末まで継続された。国内食糧保障が重要な政策課題をなしたからである。他方で、ドイモイ政策推進によって外貨獲得も強く要請された。最大の農産物輸出品目として米が重視され、その輸出拡大が追求されたのである<sup>(1)</sup>。この結果、ベトナムの米輸出政策の課題は国内の食糧保障と外貨獲得とをいかに両立させるかに集約される。このための方策として、実施されたのが米の輸出数量割当である。

それゆえ、米の輸出数量割当に関しては、国内食糧保障と外貨獲得との調整が最大の焦点をなした。この調整は、基本的には国内の米生産動向に関わらざるをえない。90年代を通しての米輸出政策は、外貨獲得の必要性にもとづき米輸出政策が推進されたが、国内食糧保障も絶えず配慮され、状況に応じては後者が優先され、米増産の達成につれて輸出自由化の政策志向が強まるようになった、と整理しうるだろう。

やや具体的に補足する。外貨獲得への強い意欲は、輸出開始初年度の89年の米輸出货量が149万トンと相当量であった事実に示される<sup>(2)</sup>。また、国内食糧保障への配慮は、国内生産を勘案しつつ米輸出货量に厳密な数量規制を設定してきたこと、具体的には当該年度の輸出割当は二つのステップに従って配分された事実に裏づけられる。第一回は9月までの有効割当を配分し、次に国内の作柄評価後に第二回の割当量を決定するものである<sup>(3)</sup>。作柄に応じて輸出割当を実施し、これによって国内食糧保障を配慮し、時にはそれが最優先されたのである。

二段階による割当配分は、米輸出の相当の“弾力性”を確保するものでもあった。例えば、97年には年間の輸出割当として250万トンを想定し、第一回の割当を200万トンとした。しかし、豊作によって当該年度の輸出割当は360万トンに増枠された。また、2000年には輸出業者に400万トンを割当てたが、この割当数量を達成できず、実際の輸出货量は340万トンにとどまった<sup>(4)</sup>。

国内食糧保障への配慮は、輸出税を通して国内米価を国際価格を下回る水準に政策誘導した事実にも裏づけられる。1990 - 95年の米の国内価格と輸出（境界）価格差にもとづくと、

20～25%の輸出税が設定された計算になる<sup>(5)</sup>。輸出税部分だけ、国内米価が人為的に引き下げられたのである。米の輸出割当と輸出課税は、米の国内流通に関する厳しい統制・管理と結びつかざるをえなかった。この具体例が、食糧保障を目的とする国内の米取引・輸送への厳しい統制である。

ベトナム国内全域での米の安定供給には、210万トン以上の米の地域間輸送が必要とされる。米の地域間取引・輸送は、南部・北部食糧総公司<sup>(6)</sup>とその組織傘下にある各省の食糧国有企業を通して実施されている。政府は上記組織を通して米流通を統制、管理してきたのである。2でみるように、米輸出業務も南部・北部食糧総公司の二大国有貿易企業に集中し、そこを通して各省国有食糧企業に輸出割当量を配分する。この仕組みのもとに、ベトナムの米輸出が可能となったのである。

統制原理が強く働いた90年代前半に比べて、90年代後半には米増産を背景に米の輸出自由化政策が追求され始めた。輸出自由化政策のもとで米輸出業務への民間企業の参入も許可され、97年に一定資格要件を有する民間企業への輸出割当も実施された<sup>(7)</sup>。同時に、国内の米流通自由化も図られた。97年に米の国内取引への制限措置が廃止され、国内の米取引事業への参入も許可制となったのである。

これら一連の措置を経て、米輸出自由化はさらに加速された。ベトナムの米輸出を特徴づけた米の輸出数量割当制も2001年5月に廃止されたが、この輸出割当の廃止はベトナムの米輸出政策の大転換を意味するものである。輸出割当による輸出政策のもとでは、後にみるように輸出数量確保に重点が置かれていたからである。これは、外貨獲得を目的とする米輸出を開始した当初の政策課題と矛盾する。外貨獲得のためには、品質を重視する米輸出政策の追求が要請されるはずである。この意味で、米輸出自由化政策は品質重視の輸出政策志向とも評価できる。もっとも、2でみるように米輸出業務の大部分は国有企業に集中している。そのうえで、米輸出、国内の米流通をめぐっては様々な政府規制措置は依然として存在する。このため、現時点で、米輸出の自由化の実態を正確に把握することは困難である。

(1) 米は主要輸出品目としてベトナムの外貨獲得源の第二、あるいは第三に位置している。例えば、1997年に米はヴェトナムの農産物輸出額全体の40%を占めていた (C. H. Nielsen, *Vietnam in the International Rice Market*, p.38)。

(2) 1989-1995年の国内食糧保障と外貨獲得の政策調整に関しては、N. Minot and F. Goletti, *Rice Market Liberalization and Poverty in Viet Nam* (IFPRI, 2000), pp.234 - 236参照 (以下、IFPRI報告と表記する)。

(3) ベトナムの米輸出割当の具体的な方式に関しては、C. H. Nielsen, *op. cit.* p.40。

(4) 輸出割当と国内食糧保障の調整にとって、米の在庫管理あるいは備蓄政策が重要となる。南・北部食糧総公司是、その運転資金を使用して流通備蓄として知られる米の在庫保有業務を実施している。ただし、貧弱な貯蔵施設ゆえに備蓄米は相当の品質劣化が生じ、保管米が国内・海外市場に出荷される際には、価格は引き下げられざるをえない。ベトナムの米輸出にとっては備蓄は重要な意義を有するとみられるが、現地ヒアリング調査ではこれに関して有益な情報は得られなかった。

(5) 1998年まで輸出税を課していたが、これも輸出割当の場合と同様に弾力的に運用された。例えば、

国際価格が低下した際には必ずしも輸出税は課せられなかった。

- (6) 北部・南部総食糧会社は、正式名は VINAFOODI、VINAFOODII である。また、各省ごとの国有食糧企業は英語では、SOE (State Owned Enterprises) と表現される。ただし、国有食糧企業は組織実体からすると食糧会社の呼称がより適切かもしれない。
- (7) 過去の米貿易の業務経験、精米施設の所有、最低5,000トンの積出し能力、および財務保証の証明、この四つの基準にもとづいて資格要件が供与される。いくつかの民間企業は資格を得て輸出アクセスを確保したが、その輸出量は1999年の米輸出全体の4%ほどにすぎない。ただし、輸出量は少ないものの、割当保有者の下位契約者として実質的な貿易業務の一定部分を担う、とも評価される。また、国内市場で営業する民間取引業者への事業認可書 (business certificate) 供与の要件は一層厳格である。少なくとも3年間取引業を行なうことと相当額の最低資本を有することを認可条件とする。このため、資格基準を満たす企業はごく少なく、97年の自由化措置が南北間の米取引、米流通自由化をどれほど実現したかに関しては、疑問である。

## 2. 米の国内流通システムと輸出業者の態様

### (1) 国内の米流通システム

まず、ベトナムにおける米の需給構成を確認しておこう (第1表)。2000 - 2002年の年間平均では、精米ベ - スの米生産量は2,080万トン、輸出量は360万トンである。生産量全体の83%弱が国内消費、17%強が輸出に向けられる。米輸出の増加趨勢にもかかわらず、生産される米の8割強は国内消費向けである。国内消費比率の高さは、国民一人当たりの米消費水準が大きいことによる。国民一人当たりの年間平均米消費量は、150kg前後にも達する。

このなかで、米の市場流通量は生産全体のどの程度の割合を占めるであろうか。これに関する確たる統計は存在しない。生産された米の市場出荷率は、国内の地域ごとに大きく相違するためである。ベトナムの米主産地はメコン・デルタと红河デルタに二分され、とくに前者で全国の米生産量のほぼ半分が生産される。残りの中部や山岳地域の多くは米不足地域に属する。このうち、メコンデルタでは米作農家の自家消費比率は4分1強であり、生産した米の4分3弱が市場に出荷される。これに対し、米不足地域での農家の自家消費比率は3分2以上に達する。米不足地域では、主産地からの年間200万トン以上の遠方輸送を通して米供給が確保される<sup>(1)</sup>。

このように米需給の地域ごとの過不足によって、国内の米流通も一様ではない。このうち、最大の米主産地かつ輸出地域のメコンデルタに即すると、米の流通システムは第1図に集約される<sup>(1)</sup>。生産者から輸出あるいは国内消費者までの流通は、農家から籾米を集荷する集荷商人 (農村商人) 集荷商人が搬入する籾米を主として玄米加工する農村に所在する精米業者、半精米の玄米を精米業者から買入れる仲買人、仲買人からの玄米 (原料米) を白米に仕上げ加工し、袋詰めする精米業者 (仕上げ精米業者) 白米を仕入れ、出荷する輸出業者 (あるいは国内消費用に買い付ける卸売ないし仲卸業者、個人商人など) こ

のル - ト、チャンネルに従って米が流通している。

もっとも、上記の流通ル - トを基本としながらも、流通ル - トには様々なヴァリエ - ションが存在する。例えば、一次精米業者の段階で白米に精米され、農村の集荷商人、仲買人を通して輸出業者に直接出荷されることもある。また、一次精米業者から玄米を集荷する仲買人が仕上げ加工の精米業者を兼ね、逆に輸出業者が仕上げ精米業者を兼営するケースも存在する。にもかかわらず、生産者から輸出業者までの集荷、輸出は、図に示される米流通ル - トによるものが基本であり、これがベトナムの米流通システムの大凡の構図である。

この米流通システムの特徴を要約すると、一つには、農家から輸出まで多くの流通経路を経るが、とくに精米業務が籾から玄米への半加工と玄米から白米への仕上げ加工の二つに区分されることである。これを基準に、流通業者の態様、流通機能に質的差異が見出される。それは、輸出あるいは国内消費用に仕上げ加工する精米業者が仲買人から仕入れる玄米を原料米 (material rice) と呼び、一次精米業者から仲買人までの米流通を原料米流通と位置づける事実にも裏づけられる。

第二には、米流通に関与する業者の事業規模の零細性である。規模の零細性は、とくに農家から籾米を集荷する集荷商人と一次精米業者で際立っている。例えば、農村の集荷商人の大部分は、各々の特定の農村コミュニティに生活する零細商人である。集荷商人のなかには米生産者を兼ねる者も多く、オ - トバイあるいはボ - トなどの簡単な運搬手段に依拠して、籾米を集荷、運搬する。主として現金決済で籾米を集荷するが、乏しい資金力と貧弱な輸送手段のもとでは、その集荷量は制約されざるをえない。

なかでも、第一次精米業者の事業規模の零細性は明らかである。1990年代前半に精米業者数は急増し、95年に全国で8万に達した。精米業者数と米生産量や出荷量からの単純計算では、一業者当たりの平均精米量は175トンにすぎない<sup>(2)</sup>。これら零細精米業者は様々な農村雑業も兼営し、年間精米量がわずか数トン程度の籾摺りを主とする業者も多い。

第三に、精米機械、施設は老朽化したものが大部分で、精米技術の遅れが目立つことである。とくに農村の第一次精米業者の機械設備の老朽化は顕著である。機械、施設の老朽化が、一次精米段階における半加工とそれによる玄米流通を余儀なくさせている。これに対し、二次精米に相当する仕上げ精米業者の多くは産地の主要集荷地点に立地し、精米規模も一次精米業者に比較すると、桁違いに大きい<sup>(3)</sup>。これには、有力な二次精米業者の多くが国有食糧企業であることも影響している。そこでは、精米機械・施設の設備更新も部分的には進展している。しかし、そこでの大型精米機械も総じて老朽化し、輸出米の品質向上に必要な色彩選別機などはほとんど装備されていない。

このように国内の米流通は、質的差異を含む二つの流通段階から構成される。このうち、生産者 - 集荷業者 - 精米業者 - 仲買人の川上に位置する流通段階の場合、農村に凝集する多数の民間零細流通業者が中心であるだけに、相互間の取引マ - ジンも極めて低く押さえられざるをえない。この結果、一次精米業者にみられるように精米規模の零細性と機械・

施設の老朽化、精米技術の遅れが因果関係をなしている。精米規模の零細性と低マ - ジンのもとでは、機械更新のインセンティブも働かない。また精米機械などの設備投資に必要な資金も絶対的に不足しがちである。

これに対し、仲買人 - 仕上げ・加工業者 - 輸出業者（あるいは都市消費者向け卸売業者）の流通段階の主体は、南部・北部食糧総会社に集約される国有企業である。ここでは、とくに白米への仕上げ精米、輸出業務を中心に民間業者や外資企業の参入もみられ、取引競争も激化しつつある。取引競争は、仕上げ精米業を中心に原料米供給に携わる仲買業の分野にも及びつつある。米輸出の自由化とそれによる事業機会の拡大が、その背景をなすとみられる。そこが一つの起動力となって、国内の米流通システムの変化を促進する可能性も存在する。

## (2) 米輸出業者の態様

米輸出が開始された89年以降2003年現在まで、米輸出政策の変化とともに米輸出業務およびそれを担う輸出業者の態様は絶えず変化し続けている。例えば、輸出開始の当初、米輸出業務は国有企業に限定されたものの、そこへの参入条件は比較的緩やかであった。このため、92年に輸出業務に従事するものは40業者を数えた<sup>(4)</sup>。だが、多数の輸出業者間の競争は米の輸出取引に不利に作用した。この反省にもとづき、95年に南部・北部食糧総会社が設立され、米輸出業務がここに集中されたのである。これによって、一時的に輸出業者数も15に削減された。しかし、97年以降、米輸出業務への民間や外資企業の参入が許可され<sup>(5)</sup>、さらに2001年の輸出割当の廃止にともない、米の輸出業務は原則、自由化されたのである。

このように米輸出業務と業者の態様は、90年代に絶えず変化し続けた。これには、国有食糧企業の企業改革も影響している。輸出自由化が進展する98年以降の経緯も複雑である。とくに、2000年代に入って2001年の米輸出自由化による影響が大きく、現在も変化の渦中にある。この結果、米輸出業務に関与する業者数は増加し、2003年現在、一定規模の輸出実績を有する輸出業者は50数社に達する。しかし、中心的な役割を果たすのは、依然として南部、北部食糧総会社の二大国营食糧企業である。これは、その組織の由来によるものである<sup>(6)</sup>。

具体的には、南部・北部の二大総食糧会社は、メコンデルタ、紅河デルタの二大米作地帯を中心に全国を二地域に分割したうえで、それぞれの省の国有食糧企業を、組織傘下に組み入れている。この行政組織的な一体性のもとに、政府間契約を中心とする米輸出業務を行っている。輸出業務の中心は、政府間契約にもとづく輸出数量の確定、各省の傘下国有食糧企業への配分、割当て、それによる輸出成約量の確保、などである。この際に政府間契約による輸出相手国は、南部・北部食糧総会社のそれぞれに特定される<sup>(7)</sup>。この結果、各々の国ごとの契約輸出数量に応じて南部、北部食糧総会社の輸出シェアは自動的に決定される。2000年代初頭の南部、北部食糧総会社のそれぞれの政府間契約による輸出シェア

はほぼ70%、30%である。

このようにベトナムの米輸出は、政府間契約に関しては南部、北部食糧総会社に集中される。ただし、輸出業務の一部は、南部、北部食糧総会社と省の国有食糧企業が重複して行っている。例えば、輸出米の仕上げ精米工場の一部に関しては、省の国有食糧企業とともに南部・北部食糧総会社も所有、経営する。南部・北部食糧総会社による政府間契約による米輸出は、省の傘下国有食糧企業への配分、割当だけでなく、彼ら自身も仕上げ精米・袋詰めなどの実務に直接関わっている。

また、輸出自由化や国有食糧企業の企業改革のなかで、南部・北部食糧総会社はともに積極的な組織再編を展開中でもある。例えば、南部食糧総会社は35の省の食糧公社を傘下に有するが、省の国有食糧企業の再編統合を通して組織効率化に向けた努力を続けている<sup>(8)</sup>。一方で、米輸出自由化の過程で、有力省の国有食糧企業は輸出業者としての自立性を強めている。この結果、政府間契約以外の米輸出に関しては、メコンデルタの国有食糧企業が米輸出業務の主要担い手としての地位を高めている。

このように、南部・北部食糧総会社と省の国有食糧企業との、輸出業務をめぐる組織関係は複雑である。競争と統制・管理の双方の要素が働き、それぞれの要素の力関係は状況に応じて絶えず変化している。このなかで1997年以降、米輸出業務への民間、外資企業の参入が進み、その輸出活動が拡大している事実も注目される。もっとも、米輸出業務への外資企業の参入は、省の国有食糧企業との合併事業の形態が要請されている。また、国内民間企業による米輸出業務も活発化しつつある。ただし、その事業規模はいまだ限定され、他の食糧品貿易業務の一部として米輸出を行うケースが多く、民間企業による本格的な米輸出業務が展開される状況ではない。

このようにベトナムの米輸出業務は、各省の食糧公社を組織傘下に有する南部・北部食糧総会社に主として集約され、米輸出は事実上“官制組織”に担われる。ただし、輸出自由化のなかで各省ごとの国有食糧企業の裁量の余地が拡大し、ここを中心に外資企業との提携も進展し、まだ規模は小さいものの米輸出業務に携わる民間業者も族生している。これらの動きが合体して南部・北部食糧総会社の輸出業務にインパクトを与え、その組織再編にもつながっているのである。

(1) Nicholas Minott, *Competitiveness of Food Processing Vietnam, A Study of Rice, Coffee, Sea Food and Sectors* (IFPRI, 1998) p.17. なお、ベトナムの米流通に関しては、1990年代半ばの詳細な現地調査にもとじて発表された IFPRI の報告書が詳しい。また、石田暁恵「ベトナムの食糧政策 - 輸出と保護 - 」(『アジア経済』第40巻、第6号所収) 坂田正三「ベトナムのコメ流通 - 流通構造からみたドイモイの再評価 - 」(高根務編『アフリカとアジアの農産物流通』、アジア経済研究所2003年所収) 佐藤朋久「メコンデルタ地域」(国際協力事業団ヴィエトナム事務所『21世紀のヴィエトナム農業と日本の協力』平成13年、所収) などの邦文の研究成果もそれぞれに有益である。なお、ベトナム国内の米生産、流通構造は、とくにメコンデルタと红河デルタとでは相当に相違する。この点については、石田論文を参照。現地でのヒアリング調査では、红河デルタでは米集荷に果たす農業合作社の役割が依然として大きい、との印象を受けた。

- (2) Nicholas Minot, *op. cit.*, p.18. なお、精米業者の規模も地域によって相違し、紅川デルタ地域の精米業者の規模はメコンデルタよりもさらに零細である。また、IFPRI 報告によると、精米業者を含めた米流通業者にとっては、資金不足、信用確保の困難が当面の最大の問題である。各々の流通業者での米の在庫保有期間も資金不足、信用確保の困難によって短期間にならざるをえない (IFPRI 報告書 pp.137 - 138)。
- (3) この仕上げ精米業者の動きについては、佐藤報告書 2 - 159頁参照。
- (4) IFPRI 報告書 pp.234 - 235.
- (5) 1997年の民間や外資企業の参入に関しては、坂田135頁。また、自由化されたと言っても、認可・許可措置は残っているとみられ、完全自由化か否かは判然としない。
- (6) 南部、北部総食糧会社の前身は、1984年に食糧輸入を行うために設立された「国家食糧公司」である。それが1990年に北部、中部、南部に分割された後、1995年に現在の北部、南部食糧総会社に再編された(坂田前掲論文135頁)。総食糧会社は食糧の貿易業務とともに米を中心とする国内の食糧業務(食糧の調達、配給、輸送など)にも関与している。なお、南部・北部食糧総会社は、行政組織的にはベトナム政府の総理府に所属する。
- (7) 政府間契約による南部食糧総会社の輸出相手国はインドネシア、フィリッピン、マレーシア、北部食糧総会社の相手国はキューバ、イラク、イランである。
- (8) 南部食糧総会社でのヒアリングによると、2003年現在、総会社にとっては組織再編が最大の課題である。ヒアリングの際に、担当者は輸出割当制の最大の問題としては汚職の蔓延を指摘していた。これは、輸出割当を確保するために、各省の国有食糧企業による総食糧会社の役人への賄賂が横行していたことを推測される。

### 3. 米輸出の動向と特質

#### (1) 米輸出数量の増加と安定化

数量面からベトナムの米輸出動向を確認しておこう。輸出が開始された1989年の米輸出量は142万トン(精米)である。初年度の輸出量が100万トンを上回ったことは、他の輸出競争国にとって一つの衝撃であった。しかも、ベトナムの米輸出量は1991年を例外として、1990年代前半に増加し続けた。92 - 94年に1,700万~1,900万トン台に、さらに95年に200万トンに達した。この輸出増は、国内の米増産を背景とする。ベトナムの米生産は、90 - 95年に1,923万トンから24,964万トンへと30%も増加した。90年代前半にも国内食糧保障に配慮して輸出調整は絶えず実施されたものの<sup>(1)</sup>、89 - 95年に米輸出は国内の米生産の増加率を上回って40%強も増加したのである。

ベトナムの米輸出は、90年代後半にも順調に拡大し続けた。90年代前半を上回る国内の米増産、および対外的には世界的な米貿易需要の増大がその背景をなした。米輸出量は、96年300万トン、97年には350万トンに達した。さらに98、99年と増加し続け、99年に455万トンの輸出量を記録した。これが、輸出開始以降2003年現在までのベトナムの米輸出量の最高水準である。90年代後半には、国内生産に占める輸出量比率も90年代前半を大きく上回り、98年までの輸出比率(国内生産に占める)は19%台、1999年には22%に達した。

輸出がベトナムの米生産に有する意義は、一段と高まったのである（第2図）。

99年以後2003年中央現在まで、輸出量は2002年の洪水被害による280万トンを除くと、ほぼ350万トン前後で推移している。ベトナムの米輸出量は、90年代の一貫した増加趨勢を経て、2000年代初頭から前半にほぼ一定水準で推移するようになった。350万トン前後の輸出量は、タイにおよばないものの、アメリカを上回る輸出水準である。この結果、ベトナムは90年代後半にタイに次ぐ世界第二位の米輸出国の地位を確立し、2000年代に入ってもその地位を維持している。

この事実を、世界の米輸出に占めるベトナムの輸出シェアから具体的に確認しよう。90年代前半の米輸出量は200万トン以下の輸出水準にとどまっていた。このため、世界の米輸出に占めるベトナムの輸出シェアも10%前後で推移した。ところが、輸出水準が350万トン前後に達する96年以降輸出シェアは急上昇し、99年まで98年を例外として17%台を維持した。2000年以降の輸出シェアは14%前後にとどまるが、それでもアメリカを数ポイント回っている（第3、4図）。

もっとも、輸出額ベ - スの輸出シェアは、数量ベ - スをはるかに下回ることに留意しなければならない。例えば、1996 - 98年のベトナムの数量ベ - スの輸出シェアは、13 - 17%で推移した。しかし、価額ベ - スの輸出シェアは、わずか5 - 7%にとどまった。世界の米輸出に占める価額ベ - スのシェアは、数量ベ - スの実に二分一以下にすぎない<sup>(2)</sup>。数量と価額ベ - スとの輸出シェアの大きな乖離、この事実によってベトナムの米輸出の特質、あるいはその米輸出をめぐる問題が具体的に浮き彫りにされる。

## (2) 輸出米の品質特性

価額と数量ベ - スの輸出シェアの大きな乖離は、ベトナムの米輸出が低品質米を中心とすることを意味する。これは、ベトナムの米輸出相手国の構成、およびその輸出方式と表裏一体の関係にある。

輸出米の品質をみておこう。タイと同様に、ベトナムの輸出米の品質区分も基本的に5%刻みの碎米比率にもとづく。ただし、タイの輸出米の品質区分は、通常、碎米比率25%までなのに対し、ベトナムの輸出米は碎米比率5%から40%までに区分される。碎米比率20%以上は一般に低品質米に分類される。碎米比率40%までの品質区分は、低品質米のなかでさらに下級の品質区分が要請されるためである。

事実、ベトナムの場合、碎米比率20%以上の輸出米の比率が高いことが特徴である（第2表）。とくに、90年代初頭までの低品質米の輸出比率の高さは際立っている。輸出初年度の1989年には、輸出米の実に88%が碎米比率35%以上で構成された。91年までに碎米比率35%以上の比率は21%に低下するものの、碎米比率20%以上が依然として55%と過半を占めた。一方、91年に碎米比率5%未満の高品質米は、米輸出のわずか6%にすぎなかった。

輸出開始2～3年間のベトナムの米輸出は、品質構成のうえで極めて特異だったのであ

る。ベトナムは、品質面に配慮する余裕のないまま米輸出に乗り出したと言える。もっとも、90年代前半には輸出米の品質改善も進展した。95年までに、砕米比率20%以上の輸出比率は23%にまで低下し、砕米比率5%以下の輸出米も30%に達した。90年代央までに、ベトナムの輸出米は砕米比率5%未満、5~20%、20%以上に数量的に三等分され、品質向上が図られたのである。

しかし、96年以降、輸出米に占める低品質米の割合は再び上昇した。砕米比率20%以上の輸出米比率は、97、98年にそれぞれ48%、33%と90年代央を上回る一方、砕米比率5%の輸出比率は98年には27%に低下した。96年以降の大幅な米輸出増は、低品質米の輸出比率を再び上昇させた。そして、輸出数量が一定水準に安定する2000年代前半には、輸出米の品質構成は再び改善している。

だが、2002年にも輸出米の20%は砕米比率25%以上の低品質米で構成され、砕米比率5%未満の比率は36%ほどにとどまる。輸出米の品質向上は部分的には進展したものの、低品質米の比重が高いとのベトナムの米輸出の特徴は依然継続している。米輸出拡大にもかかわらず、精米機械、施設面の改善が遅れていること、品質改善のインセンティブが十分に働く米流通システム、米輸出の出荷体制ではないこと、これらがその主要背景である。

### (3) 主要輸出相手地域、国および輸出方式 - 政府間貿易の比重の高さ -

輸出米の品質構成は、輸出相手先別の地域、国別の構成と対応する。輸出米の品質は、輸出相手先（輸入国）の購買力に応じて、ある程度自動的に決定されるためである。輸出を開始した1989年には、ベトナムの米輸出の大部分はアフリカ諸国向けであった<sup>(3)</sup>。輸出米の90数%が砕米比率35%以上で構成される状況では、輸出市場としてアフリカが最適だったのである。

90年代には、輸出米の品質向上とともに輸出市場は多様化した。このなかで、東南アジア向け輸出の比重が高まった。これは、世界の米輸入地域の構成変化を反映するものでもある。例えば、95年にはインドネシア、マレシア、フィリッピンを中心に東南アジア向け輸出が、米輸出全体の66%を占めた。とくに、90年代末には食糧危機の発生によって、インドネシアを中心に東南アジア向け輸出が増加した。食糧危機は、低品質米の輸入需要を急増させ、ベトナムの米輸出に有利に作用したのである。

しかし、インドネシアの食糧危機が沈静した2000年代初頭の米輸出の地域、国別構成は比較的一定している。例えば、2000 - 02年のベトナムの米輸出の地域別構成は、アジア61%、アフリカ20%、ヨロッパ6.5%、アメリカ7%であり、年ごとに大きな変動はない（第3表）。アメリカの大部分はキューバ向け輸出である。アジア向け輸出は、インドネシア、フィリッピン、マレシアが中心であり、とくに前二カ国の比重が高い。アフリカ向けの輸出相手国は、ナイジェリア、セネガル、ウガンダ、ガナを中心に多数の国におよぶが、一国当たり輸出量は総じて小さい。この他では、イラクへの輸出数量が比較的安定しており、重要な輸出相手国を構成している<sup>(4)</sup>。

このうち、インドネシア、フィリッピン、キューバ向け輸出の場合、低品質米の比重がとくに高くなっている。2002年のインドネシア、フィリッピン向けは、砕米比率15%以上の輸出米比率がそれぞれ96%、75%に達する<sup>(5)</sup>。キューバ向け米輸出の90%以上も砕米比率25%で構成される。これに対し、同年のアフリカ向け米輸出の場合、砕米比率15%以上の輸出比率は60%にとどまる。2000年代には、インドネシア、フィリッピン、キューバ向け輸出の場合には、アフリカ向けよりも低品質米の比重が高いのである。

ベトナムの米輸出が低品質米を中心とするのは、主要輸出相手国の購買力によるものであろう。これらの国々は、価格条件にもとづいて低品質米を需要する。低品質米を需要する輸出相手国の比重の高さは、ベトナムが高品質米の十分な供給量を確保できない事実と表裏の関係にある。そして、輸出相手先の国別構成は、米輸出方式とも密接に関連するのである。

米輸出方式としては、政府間契約(Government to Government Contract=G&G方式)の比重が高い。これも、ベトナムの米輸出の特徴である。政府間契約による輸出比率の高さは、米輸出の開始以降一貫している。99年には政府間契約はベトナムの米輸出の70%を占めた<sup>(6)</sup>。2000年代初頭にも、米輸出の60～70%は政府間契約による<sup>(7)</sup>。政府間契約が米輸出の中心をなすのは、それぞれの主要輸出相手諸国も国家貿易として米貿易を行っているためである。ベトナム側ではすでに紹介した、南部・北部食糧総会社が米輸出業務の中心に位置する。主要米輸出相手国のインドネシア、フィリッピン、キューバ、イラン、イラクでも、米輸入は政府機関(あるいは公社組織)によって担われる。この結果、ベトナムの米輸出としては、政府間契約の比重が高くならざるをえない。

もっとも、政府間契約によるベトナムの米輸出は完全な国家間貿易ではない。そこに、国際市場が介在する。例えば、ベトナムとその輸出相手国政府との間では、当該年度の輸出数量が交渉により取り決められる<sup>(8)</sup>。ただし、輸出価格はそれぞれの輸出入業務を担う業者間で国際価格をベースに決定される。政府間契約によって輸出数量を確保したうえで、価格条件は市場条件に基本的に委ねられる。この意味で、ベトナムの政府間契約による米輸出は、数量確保に重点を置くものでもある。

米輸出方式の点では、国連機関および主要先進諸国などの各種食糧援助計画・基金にもとづく輸出も一定比重を占めている。当初、ベトナムが米輸出を開始した際に、アフリカ向けが大きな比重を占めた。その後も、アフリカはベトナムの米輸出の重要な相手地域を構成する。アフリカ向けの米輸出は、様々な食糧援助計画によるものの比重が高い<sup>(9)</sup>。これは、貿易業者が当該計画資金を活用して食糧を買付け、援助対象国に搬送、供与する形態で運用されている。ベトナム米は援助資金の活用に適しているのである。

ところで、政府間契約や各種食糧援助計画による米輸出は、完全な商業ベースの輸出とは言えない。商業取引をベースとしつつ、その限界的要素を最大限に活用したものである。そして、純商業ベースの米輸出の比重が低い事実は、乏しい外貨保有のなかで国内食糧不足に直面し、安価な輸入米確保に迫られている国々が、ベトナムの米輸出相手国の多数を

占める事実と対応する。要するに、輸出相手国の特性、およびそれと関連する輸出方式が、低品質米の輸出比重が高いベトナムの米輸出の特質の背景をなしている。そして、こうした米輸出の特質が、国際市場でのベトナムの米輸出価格を規定するのである。

- (1) 輸出枠設定のもとで1993～1995年の国内生産量に占める輸出量の割合は若干上昇し続けたが、11～13%台とほぼ一定水準で推移している。
- (2) Chantal Pohl Nielsen, *Vietnam in the International Rice Market* p.16
- (3) 佐藤同上報告書2 - 155頁
- (4) ただし、ベトナムの米輸出の場合、密輸出による輸出数量が多いとされる。密輸出は近隣諸国を中心とする。このため、公的統計に示されるよりもフリッピング、マレ-シア、インドネシア、中国への輸出比率が実際には高いと推定される。
- (5) USDA, FAS, *Grain Report Update*, 2003, p.5/6
- (6) 坂田同上論文142頁
- (7) ベトナム農業省政策局でのヒアリングによる。
- (8) もっとも当該輸入国の米輸入に関する予算は決まっているため、輸出価格が国際価格に準拠するもとは、輸入量は自動的に決定することになる。
- (9) 南部食糧総公司でのヒアリングによる。

#### 4. ベトナムの米輸出価格とその決定メカニズム

##### (1) 輸出価格の推移

米の国際価格は、1980年代半ば以降大幅に下落し続けた。ベトナムが米輸出を開始した1989年前後には、米の国際価格は回復基調に向かいつつあったものの、いまだ低迷していた。厳しい国際市場環境のなかで、ベトナムは米輸出に乗り出したのである。しかも、米輸出業務の経験がないゆえに、不利な価格条件を甘受せざるをえなかった。砕米比率5%のベトナムの輸出価格は同等の砕米比率のタイと比べて、1990年に40%以上のデスカウントを余儀なくされたと言う<sup>(1)</sup>。いかに不利な価格条件のもとで、ベトナムは米輸出を開始したかが分かる。

もっとも、タイとベトナムの両国間の輸出価格差は時期を追って縮小している。この動きは、90年代前半にはいまだ漸次的に進行した。例えば、砕米比率5%の輸出米の場合、95年にも11%ほどの価格差が存在した。ところが、98年前後を境に両国間の輸出価格差は急速に縮小した。90年代末から2000年代初頭には、その価格差は10%未満から5%前後に縮小している(第5図)。

例えば、2003年央現在、砕米比率5%のベトナム米の輸出価格はタイ米をトン当たり10～15ドル下回るにすぎない<sup>(2)</sup>。両国間の輸出価格差の段階的縮小は、ベトナムによる米の国際取引経験の結果でもある。加えて、1998年以降の急速な価格差縮小には、米過剰基調の強まりのなかで、タイの米輸出業者が積極的な価格引き下げを図ったことも影響している。

ところで、2003年現在10～15ドル（トン当たり）ほどの両国間の輸出価格差をいかに評価すべきだろうか。同一砕米比率でも、ベトナム米とタイ米の間に相当の品質格差が存在することは、関係者間の共通認識である。品質格差は、それぞれの輸出米の形状、光沢、および規格化の正確さ、などに集約される。それは、輸出米の最終仕上げ工程における、施設・機械の装備を含めた技術、技能格差に起因する。要するに、2000年代前半には、両国間の輸出価格差は純粋な品質格差に還元されつつある。ベトナムが米輸出競争力を維持するには、港湾での積み出しコストと品質格差を考慮して、タイよりも10～15ドル（トン当たり）ほど下回る水準に価格設定することが要請されるのである。

## (2) 輸出価格決定の具体的な仕組み

それでは、ベトナム米の輸出価格が決定される具体的なメカニズムはいかなるものであるか。その子細な把握は困難である。それは、輸出入業務に関与する当事者間の商取引の実態に関わるからである。この分野は、部外者が容易には立ち入れないブラック・ボックスの世界でもある。ここに留意したうえで、ベトナムの米輸出価格が決定される仕組みの概要を、3の(3)とも一部重複するが、ベトナムの米輸出方式に留意して推定しておこう<sup>(3)</sup>。

米輸出価格決定の具体的な仕組みは、それぞれの輸出方式および取引チャンネルのあり方と密接に関連する。すでに言及したように、ベトナムの米輸出の場合、政府間契約の比重が高い。とすることは、輸出価格の決定も政府間契約に依存する度合いが大きいことを意味する。

具体的には、政府間契約業務を独占する南部・北部食糧総会社と、相手国の輸入業務を担当する食糧公社（あるいは輸入業務を委託される、特定の穀物貿易業者）の交渉を通して輸出価格は決定される。もっとも、この際の両者間の価格交渉の裁量余地は小さい。輸出価格をめぐる交渉は、いずれにせよ国際価格を基準にせざるをえないからである。国際価格をベースに、輸入代金の決済時期、その方法、および輸出米の品質条件などをいかに勘案するか、これらが両者間の価格交渉の最大の条件となるであろう。

次に、国連や先進諸国の各種食糧援助計画・基金を活用する輸出についてである。国際的な食糧援助計画の場合、最も安価な買付け条件を提示する業者が入札を通して決められ、それによって食糧計画が運用されるケースが一般的である。これは、援助計画による米調達先は最も安価な価格条件を提示する輸出国になることを意味する。ベトナムの米輸出の一部が国際的な食糧計画による事実は、貿易業者が安価な価格条件でベトナム米を買付けることを如実に物語るものである。この食糧援助計画による輸出も、国際市場でのベトナムの米輸出価格を決定する一条件を構成する。

次に、ベトナムの純商業ベースの米輸出についてはどうであろうか。これを、アフリカ向け輸出についてみよう。アフリカ向けの商業ベース輸出は、特定の国際穀物商社を中心とする取引チャンネルに依拠するものが大部分である。一国当たりの小口輸出が多いうえに、決済方法も相手先の固有事情にもとづいて複雑である。この結果、アフリカ向け輸出

の大部分は、現地の取引ネットワークに通曉し、長年の経験にもとづいた貿易ノウハウを有する特定の国際穀物商社（主としてヨ - ロッパに拠点を有する）を介している。この際の価格設定は、国際穀物商社が指定する条件に多分に従わざるをえない。ベトナムは、タイよりも安価な条件を提示して、アフリカ向け米輸出を確保している。

このように、ベトナムの輸出米価格は国際価格を基準にしつつ、それを一定程度下回る水準に設定される。この価格設定を通して、ベトナムは輸出成約を確保する。しかし、この価格決定メカニズムのもとでは、価格引下げ圧力だけが強く作用しがちになる。ベトナム側にとっては、これへの対抗、緩和措置が要請される。このための一方策が、輸出価格を一定水準以下に引き下げないとの政府方針である<sup>(4)</sup>。もう一つは、輸出業者間での価格情報の共有、公開である。ベトナムの米輸出業者協会は定期的に輸出価格を発表し、これを価格交渉のベ - スにする動きが活発化している。これは、タイの米輸出業者協会による対応と類似のものである。こうした動きが、輸出自由化措置とも関連して強まっている。

もっとも、価格引き下げ圧力への対応策の政策効果を判断するのは困難である。一つには、これらの政策対応はごく最近のことだからである。一定の政策評価を下すには、時宜尚早である。もう一つには、輸出価格と国内の消費者および生産者価格との関連性の検証が必要である。しかし、これに関する信頼しうる統計データはほとんど入手できない。それゆえ、現地のヒアリング調査で得た知見の範囲で、輸出価格と国内価格との関連、あるいはそれに関する諸問題だけを指摘しておこう。

### (3) 輸出価格と国内価格

輸出価格が国際価格を一定程度下回った水準に設定されるとして、それと国内価格との対応関係が明らかにされねばならない。しかし、残念ながら生産から輸出までの各々の流通段階ごとの米価格を一覧しうる統計は存在しない。唯一の調査・研究成果としては、1995年のIFPRIによるものである。そこでは、国内価格は輸出価格を相当に下回るとしている<sup>(5)</sup>。これは、米輸出に輸出税が科せられていたこと、などの政策措置からしても当然の結論である。

また、米の国内流通システムを前提としても、国内価格は輸出価格を一定水準下回らざるをえない。大部分の米輸出が南・北部食糧総公司によって担われるもとでは、食糧総公司は輸出価格から自らのコストとマ - クアップを割引した価格を川上の業者に転嫁し<sup>(6)</sup>、それが生産者価格に遡及する価格形成メカニズムとならざるをえない。この際に、多数の零細業者が凝集する川上の流通段階におけるマ - ジンは極めて低く押さえられる一方で、少数の国営企業に支配される流通段階のマ - ジンは相対的に大きいと推定しうる。

そのうえで、国内都市部の末端小売と輸出との価格関係にも簡単に言及する必要がある。この点で、ホ - チミン、フエなど都市部市場の米小売価格には、銘柄、品質に応じて大きな価格差が存在することが注目される。とくに糯米、および高級香り米の小売価格は、一般長粒種米を少なくとも2倍以上、時には3倍以上も上回る<sup>(7)</sup>。また、一般長粒種につい

ても、品質に応じて2倍前後の価格差が存在する。輸出価格との比較では、一般長粒種の低品質米の小売価格だけが輸出価格を若干下回っている。要するに、都市部の一般消費者向け末端小売価格は、輸出価格を総じて相当に上回っている。

この価格差の一部は、取扱量が大きな輸出米の流通コストが小単位販売の一般消費者向けよりも小さいことに起因しうる。しかし、両者間の価格差は流通コスト差だけでは説明できない。結局、国内都市部の一般小売価格が輸出価格を上回る事実は、それぞれの流通米の品質格差の存在を意味する。都市部の一般消費向け小売米の多くは輸出米よりも高品質あるいは別銘柄の米が集荷、流通されると推定される<sup>(8)</sup>。逆に、輸出米は都市部の一般小売り用よりも低品質米が主体となる。

このように銘柄、品質と価格との対応関係は、国内都市部向け一般小売り米の場合には、輸出米よりも明白である。国内流通のなかでも、少なくとも都市部の一般小売り向けは、品質・銘柄格差をもって集荷、流通され、品質・銘柄と価格の対応関係が流通業者間では強く意識される。しかし、輸出米は品質・銘柄にはほとんど配慮されずに集荷され、流通している。この結果、輸出米は低品質米が中心となるのである。

しかし、日本へのMA輸出を含めて、銘柄・品質を重視する輸出が一部で、台頭している。この動きは、現地進出の日系企業に代表される。最後に、今後のベトナムの米輸出、米流通を展望する一つの手がかりを得るためにも、日系企業の米輸出の動きを日本へのMA輸出と関連させて簡単に紹介しておこう。

- (1) Francesco Goletti & Nicholas Minot, *Rice markets, Agricultural Growth, and Policy Options in Vietnam* (IFPRI, 1997) p.21。タイ米との輸出価格差はベトナムの米輸出経験の欠如に起因するとしている。しかし、IFPRI 報告書によると、より具体的には当初輸出業務に多数の国有企業が参入し、それぞれが輸出確保のために輸出価格の引き下げを行ったとが、タイ米との大きな価格差を生む原因だったという (Chapter 6, p.234)。
- (2) Vina Food II でのヒアリングによる。
- (3) 以下の記述は、ベトナム農業省、南部食糧総公司でのヒアリングによる。
- (4) 貿易省への承認を求めて提出された最近の計画によると、ベトナムの米輸出業者は5%、10%、15%、25%の碎米比率の品質に応じて、トン当たり160、155、150、140ドル(いずれのUSドル)以下での輸出契約を受け取ってはならない、とされる (C. P. Nielsen, *op. cit.*, p.43)。
- (5) N. Minot and F. Goletti, *op. cit.* (IFPRI, 2001) pp.247 - 257。同じ著者らによる1997年のデスクッションペ - パ - によると、北部での籼米価格は全国平均を15%上回る。これに対し、南部での籼米価格は全国平均を12%下回り、ベトナム国内の米市場は市場統合度の低い、“地域空間的に分離した市場システム(system of spatially separated markets)”に特徴づけられる(F. Goletti and N. Minot, *Rice Markets, Agricultural Growth, and Policy Options in Vietnam, Discussion Paper* (IFPRI, 1997), pp.14-16。
- (6) 佐藤同上報告書、2 - 157頁。
- (7) 現地市場での見聞による。
- (8) 佐藤氏も、この事実を上記報告書のなかで取り上げている。

## 5．日系企業の米輸出と日本へのMA輸出をめぐる問題

### (1) 日系企業の米輸出合併事業

外資企業による合併事業のなかで、日本へのMA輸出を視野に入れた日系企業による米輸出も拡大しつつある。それは、ベトナムの米輸出をめぐる新たな動きの典型例でもある。2003年現在、日系企業二社が合併事業として米輸出を展開中である<sup>(1)</sup>。これら二社の米輸出は、南部・北部食糧総会社に代表される従来のベトナムの米輸出に対して独自性を有している。それは、銘柄・品質を重視する米輸出の拡大を意図し、そのための様々な工夫を重ねているからである。

日系二社は、ともにベトナムの安価な労賃コストに注目し、その潜在輸出競争力を評価して米輸出の合併事業に乗り出した。ただし、コストメリットだけに依拠するのではなく、それに銘柄差別化、高品質化を結合させようとしている。具体的には、日本から有力品種の種子を導入し、ジャポニカ系銘柄米を生産、輸出している。従来のベトナムにはない新たな米生産、出荷方法に着手したのである。

長粒種と異なるジャポニカ米の栽培、出荷には、様々な工夫が要請される。まず、一定量のジャポニカ米の生産をいかに行うかである。このために、一定価格での買入れ、集荷を条件に、農民との間に一定面積のジャポニカ米の作付けを契約している。固定価格での全量買入れを条件に、ジャポニカ米の生産を農民に委託するのである。この際に、ジャポニカ米の品質を保障するように、個々の農民に接触して様々な栽培指導も実施する。

このような契約方式による地域農民の組織化を通して、ジャポニカ米の集荷を確保している。農民の組織化は、ベトナムの農村社会の基礎単位のコミュニケーションをベースとする。農民組織化によるジャポニカ米生産は、従来のベトナムの米生産、出荷の方法とは抜本的に相違する。従来は、上部組織からの指令による農業合作社単位、あるいは多分に慣習にもとづく米生産、出荷が基本であった。これに対し、日系二社による契約栽培方式は、米の品質、銘柄と米生産の収益性とを意識的に関連づけている。契約方式は、米の生産、出荷に関する農民の意識変革に依拠するものでもある。

この契約方式による農民組織化は、ジャポニカ米の輸出販路の確保によって始めて可能となる。日系二社は、いずれも近隣諸国および一部のベトナム都市部の邦人を中心に、販売対象を高所得階層に設定している。販路の開発、確保のうえに、栽培契約によるジャポニカ米生産の定着化に努めている。要するに、日系二社によるジャポニカ米の生産、集荷、精米、輸出までの垂直統合は、輸出販路の開発を通して始めて可能となり、輸出販路をいかに開発、拡大しうかが最大の課題でもある。この点で、日系二社の契約栽培は多くの未知数を抱えているのが実情であろう。

だが、日系二社の対応は、ベトナムでの新たな農民組織化の契機となっている。また、転換期を迎えているベトナムの米生産に一つの方向を与えるものである。品質インセンティブを有する米の流通システムへの一形成力となりうるからである<sup>(2)</sup>。日系二社の米輸出

はいまだ点にすぎない。しかし、ベトナムの米生産、流通、輸出の今後のあり方に少なからざるインパクトを有すると評価してよい。

## (2) 日本への MA 輸出

日系二社のなかの一家は、日本への MA 輸出の拡大を見込んで米の生産、販売の合併事業に乗り出した。日本の MA 輸入開始を、ベトナムにおける米輸出のビジネスチャンスと位置づけたのである。しかし、日本への現実の MA 輸出は期待をはるかに下回るものである。

日本の MA 輸入は1995年から開始され、初年度の42万トンから年々増大し続け、2000年に72万トンに達した。以後、関税化への移行にともない、MA 輸入量はこの水準で推移している。しかし、ベトナムからの MA 輸入はごく少量にとどまる。MA 輸入開始後の2～3年間の輸入量は皆無であった。90年代末以降ベトナムからの MA 輸入量は増大しているものの、最大でも MA 輸入全体の2%にも満たない1万トンをごくわずかに上回る水準にすぎない。世界の米輸出に占めるシェアと比較して、MA 輸入のベトナムのシェアは極めて低いものである。

これは、日本の MA 輸入の制度上の障壁によっている。周知のように、MA 輸入は一般輸入と SBS 輸入の二つから構成される。このうち、一般輸入が MA 輸入全体の80～90%を占める。一般輸入には国別、種類別輸入枠が設定される。国別輸入枠の場合、アメリカ、オーストラリア、タイの三カ国を対象に、各々の国からの輸入量が年度ごとに決定される。それ以外の米輸出国からの輸入は一般枠の対象となる。このうち、国別輸入枠の三カ国への輸入枠だけで恒常的に一般輸入量の80%以上を占め、年によっては90%にも達する。この結果、一般枠への輸入配分数量は極めて限定された数量にならざるをえない。ごく少量の一般輸入枠のなかで、ベトナム、中国、それに国別枠を有するタイも加わって、多数の国々が応札に鎗を削るのである。

一般輸入の応札上の競争条件が公平かつ透明性を有するとしても、一般輸入枠の数量がごく限られていることが問題である。これによって、ベトナムの MA 一般輸入への参入障壁は極めて高いものとならざるをえない。また、市場メカニズムの活用を建前とする SBS 輸入も、ベトナムにとって必ずしも有利に作用しない。まず、MA 輸入のなかで SBS 輸入への配分比率自体が縮小される傾向にある。これに加えて、日本の SBS 輸入をめぐるには、価格以上に品質、銘柄要因が重視される。SBS 輸入米は主として外食など業務用米向けに流通するが、その決め手となるのは国内産米への代替可能性である。国内産米と類似する外形、食味などが SBS 輸入米の国内での重要な流通条件をなしている。

SBS 輸入をめぐるには、アメリカ、中国、オーストラリアの三カ国を中心に、当初から熾烈な競争が展開されてきた。このなかで、中国の輸出競争力がアメリカを凌駕しつつある。上記三カ国はジャポニカ米の有力産地を有し、有力銘柄の開発、品質向上に努めてきた。SBS 輸入米の国内市場が特定され、その小さなパイをめぐる微妙な品質格差が重要

な競争条件となっている。それだけに、ベトナムが競争上の有利な地位を確保するのは困難である。とくに、精米機械の老朽化、その技術後進性は、品質競争の展開のうえで最大の障害である。現状では、ベトナムからのSBS輸入米は砕米精米に限られざるをえない。

このようにベトナムからの日本のMA輸出はごく少量で、用途も限定される。MA輸入の複雑な仕組による制度上の障壁が、ベトナムからのMA輸入を阻害する最大の問題である。同時に、数量確保を重視するベトナムの輸出対応が、品質要素がとくに重視される日本市場へのMA輸出を困難にしている。米の国際市場のなかで、日本のMA輸入とベトナムの米輸出とはまさに非対称の関係にある。このなかで、日系二社の契約栽培方式による米輸出がベトナムの米輸出全体のなかに銘柄・品質志向の動きをどの程度作り出しうるか、このことが注目される。それは、今後のドイモイ政策の展開、およびそれと関連する市場経済メカニズムのベトナム経済への浸透、波及のテンポに、多分に依存するものだろう。

- (1) 一つは、国内の最大米卸業者の一つである木徳神糧(株)が1991年に安仁省の国有食糧企業と合併で設立したアンジメックス社、もう一つは、日本へのMA輸出を視野に入れて、ハノイ周辺の国有精米会社と合併で日系商社が1994年に設立したエヴァ・トン社である。
- (2) 米の契約栽培は日系二社によるものだけではない。佐藤報告書では、カント・省における事例が紹介され(佐藤同上報告書2-158頁)、ベトナム政府も2002年に「農産物の契約栽培」を奨励する指令を出している(坂田同上論文、141頁)。ただし、佐藤氏によると、カント・省の米の契約栽培は政府による規制によって円滑に進捗しなかったという。「契約栽培」による品質志向の米流通は、ごく一部にとどまっているのが現状である。

## おわりに

ベトナムが米輸出を開始して、15年が経過しようとしている。この15年間は、ベトナムが複雑な米の輸出ノウハウを学習する期間にも相当した。結局、ベトナムは政府間契約に依拠しつつ、低品質米市場への特化によって米の国際市場に橋頭堡を築くことに成功した。しかし、こうした輸出対応は外貨獲得を目的とする、米輸出を開始した当初の政策目標と齟齬するものである。にもかかわらず、政府間契約方式に依拠し、低品質米市場に特化したのにはベトナムに固有の事情が影響している。

ベトナムは過去に米輸出の経験を持たないうえに、極めて老朽化した施設・設備のもとで精米の加工技術上の問題を抱えている。しかも、国内の米流通は社会主義体制のもとで統制原理に支配されていた。ドイモイ政策の推進の過程でも、国内食糧保障を重視するために、米流通事業には他分野以上に統制原理が強く残らざるをえない。この結果、米流通システムに品質志向のインセンティブが働く余地は少なかった。要するに、統制原理のもとでは数量操作に重点を置いた米集荷、出荷体制とならざるをえない。こうした国内米流通システムと米の国際市場の重層構造が照応して、ベトナムの米輸出方式、および輸出相手先も決定されたのである。

このような数量重視の輸出対応のもとでも、輸出米の品質向上が米輸出自由化の動きと並行して進展しつつある。その動きは、2000年代に入って予想以上のテンポで加速されようとしている。米の輸出自由化は、国内の米流通システムの再編とあいまってベトナムの輸出にいかなる新たな変化を生じるだろうか。この問題に関心が集っているが、現時点での正確な予測は困難である。それは、ベトナムの国内米流通システムと米輸出業務に関する正確な実態把握が難しいからである。

具体的には、米流通・輸出業務に関する規制・管理施策と、その運用の米流通におよぼす影響に対する評価の困難性である。日本を含めた先進諸国の米流通、貿易も、政策的諸条件に大きく左右される。社会主義経済のベトナムでは、状況に応じて米流通業務に政治的条件、すなわち統制・管理の要素が一層強く働きがちである。このため、経済自由化を推進するドイモイ政策のもとでも、管理・規制に依拠する施策運用は残存し、状況に応じて米流通に様々な影響を与えると考えられる。しかし、管理・規制に関わる施策の運用実態に立ち入ることは困難である。それは、国有食糧企業の経営実態にも該当する事実である<sup>(1)</sup>。

ただし、本文で言及したように米輸出自由化のなかで栽培契約にもとづき、高品質を志向する米輸出も台頭しつつある。この動きがさらに強まれば、従来の輸出対応を大きく変化させる可能性を否定できない。そして、新たな品質志向の輸出対応が強まれば、米の国際市場でのベトナムの取引力は現在よりもはるかに強まるであろう。それは、国内流通システムばかりか、銘柄選択を含めた米生産のあり方にも大きな波及力を有する。とくに、ベトナムの米生産は量的限界に近づきつつあり、銘柄・品質志向の米生産が強まっている。米輸出自由化の動きは、米生産の最近の趨勢を反映するものでもある。

また、15年間のベトナムの米輸出とその輸出方式は、米の国際取引、国際市場の構造がいかに多様かつ重層的なものであるか、その一断面を照射するものでもある。ベトナムは、米の国際取引、国際市場の限界的要素に依拠し、そこを活用して米輸出の拡大に努めてきた。この事実は、米の国際市場が限界市場の裾野が広い重層構造をなすことの反映でもある。そして、限界市場向け輸出には、国際食糧計画の活用などに関連して様々な取引手法が要請される。このなかで、ベトナムは米の国際市場の下限価格を設定する役割を果たしてきたとも言える。ベトナムの米輸出は、米の国際市場構造のもとでの特有な米取引方法を我々に示唆するものでもある。

最後に、ベトナムでの米の先物取引の可能性についてごく簡単に言及しておく。政府間契約を中心とするベトナムの米輸出方式の現状では、米の先物取引が行われる余地はほとんどない。しかし、その可能性は皆無とは言えない。政府間契約のもとでも、輸出価格は国際価格に準拠して設定され、それはタイの輸出価格をベ - スとしている。タイでは、2003年から砕米比率5%の米に限定して米の先物取引を開始することが発表されている。

タイで先物取引を通して米の輸出価格が決定されれば、ベトナムの輸出価格もそれに連動することになる。この意味で、ベトナムの輸出米は間接的に先物取引の対象となりうるのである。また、ベトナムではタイと類似の米輸出業者協会がすでに組織され、活動を開始して

いる。これは、米の輸出競争力を強化するための方策でもある。ベトナムは、ドイモイ政策推進の過程で、先行国の経験を積極的に学び、活用しており、その柔軟な対応は際立っている。このため、今後のタイにおける米の先物取引によっては、米輸出業者協会を中心にベトナムで米の先物取引場が開設される可能性も否定できまい。

なお、今回の現地調査では、政府間契約のもとでの輸出相手国ごとの価格設定における微妙な差異を解明できなかった。輸出相手国によってはタイの輸出価格とは独立して価格が設定され、一定期間それが固定されることも予想される。また、国際食糧計画を活用する輸出の価格条件を国内の米価体系と比較、検討する必要もある。これらは、純粋商業ベ - スの輸出比重が小さいことが、ベトナムの米輸出価格の変動や国内の米価体系にどのように影響するか、あるいは価格変動への対応としてどのような政策措置が求められるか、とも関わる問題である。これに関しては、ベトナムの米備蓄政策、あるいは米の在庫管理政策の機能と併せて、今後の課題としなければならない。

(1) ベトナム研究の専門外の筆者は、行政機構に関する知識が不十分なために規制・管理に関わる施策がいかに運用されるか、この点を充分把握できなかった。ベトナムの米輸出、米流通の解明には、国際市場への対応の過程で統制・管理に関わる施策の運用がいかに変質してきたか、この検討が要請されるのである。

(共同研究者：手塚眞、立岩寿一、菅沼圭輔)

ベトナムの現地ヒアリング調査に際しては、OMIC ホ - チミン事務所長篠田一弘氏、および国際協力事業団専門研究調査員の今川直人氏が関係機関の手配を始め、様々に尽力して下さった。深く謝意を表したい。

#### 図 表

第 1 図 国内米流通システム (Vina Food II で作成してもらったもの、坂田論文136頁も参照) 原稿4頁

第 2 図 米生産と輸出量の推移 (1989 ~ 2002年) (坂田論文128頁、図 1 参照) 8 頁

第 3 図 世界の米輸出に占めるベトナムの米輸出シェア (Chantal Pohl Nielsen, *Vietnam in the International Rice Market*, p.17 Table 3-1) 8 頁

第 4 図 ベトナムとタイの米輸出価格の比較 (同一砕米比率、例えば 5 % あるいは 20% の砕米比率の) (坂田論文135頁、図 3 参照、佐藤論文 2 - 155頁参照、C. P Nielsen, *op. cit.*, p.23 Figure 3-4) 12頁

第 1 表 ベトナムにおける米の需給構成 (OMIC ホ - チミンでの資料) 原稿 4 頁

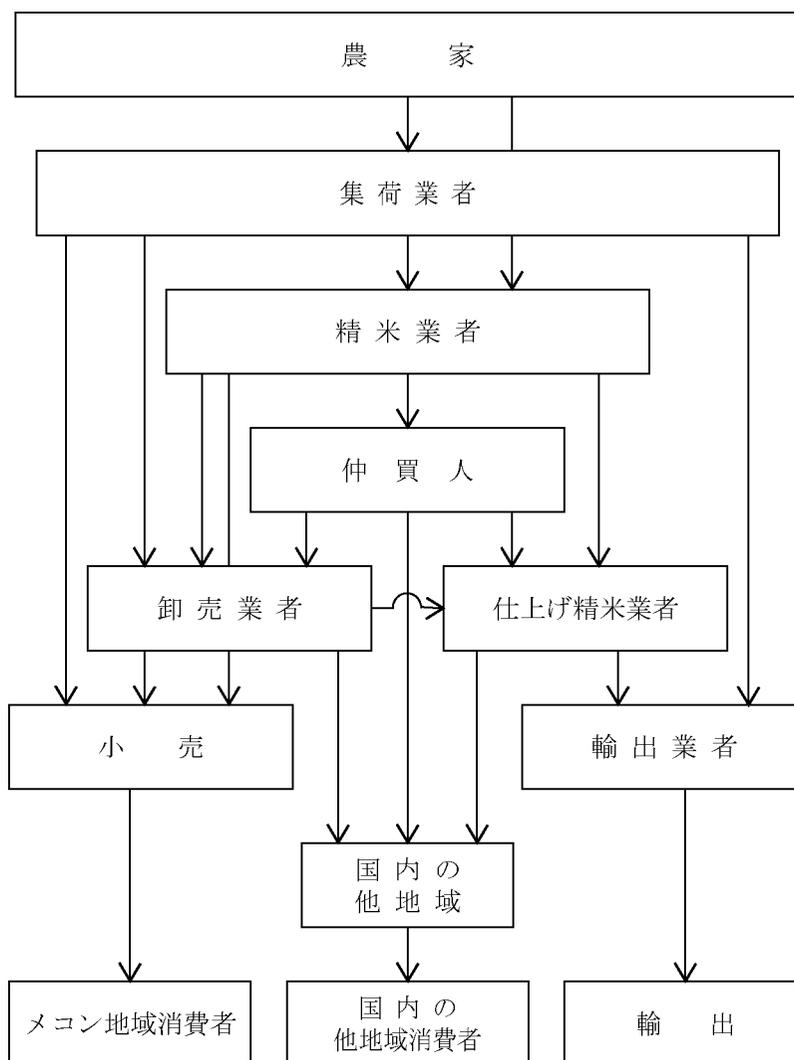
2 輸米の砕米比率別構成 (坂田論文134頁表 4 参照、佐藤論文 2 - 155頁参照  
USDA, FAS, *Grain Report, Vietnam Grain and Feed January Rice Update 2003*,

C. P. Nielsen, *op. cit.*, p.25, Table 3-5 ) 9頁

3 ベトナムの米輸出相手国、地域別構成( 坂田論文134頁表4参照, C. P. Nielsen, *op. cit.*, p.24, Table 3, 4 ) 10頁

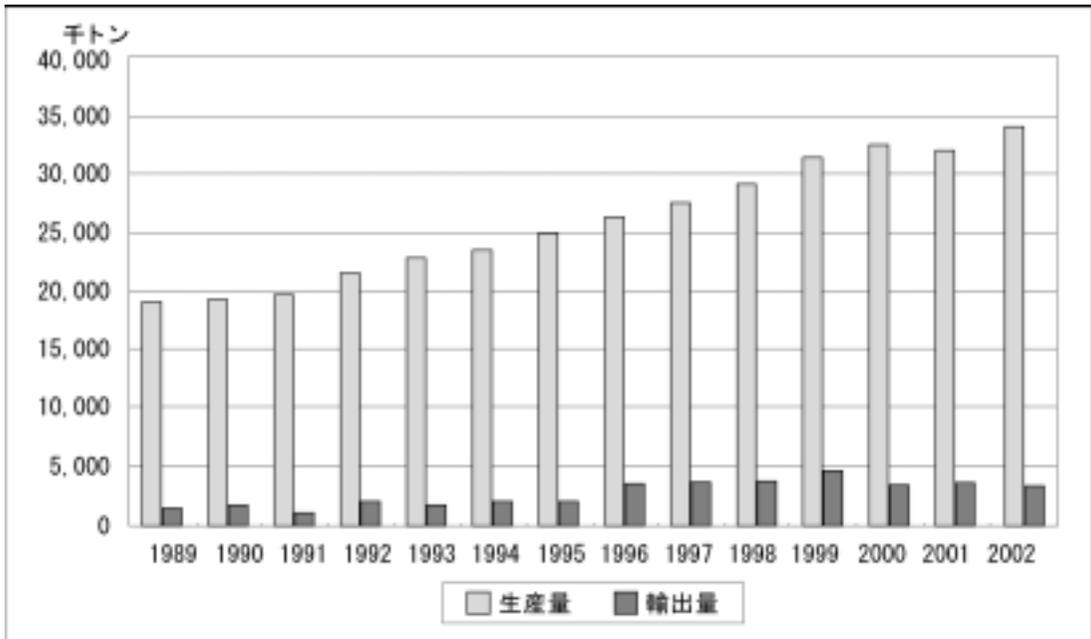
(図表作成は共同研究者の手塚眞教授によっている)

図1 . 国内米流通システム (メコン地域を中心に)



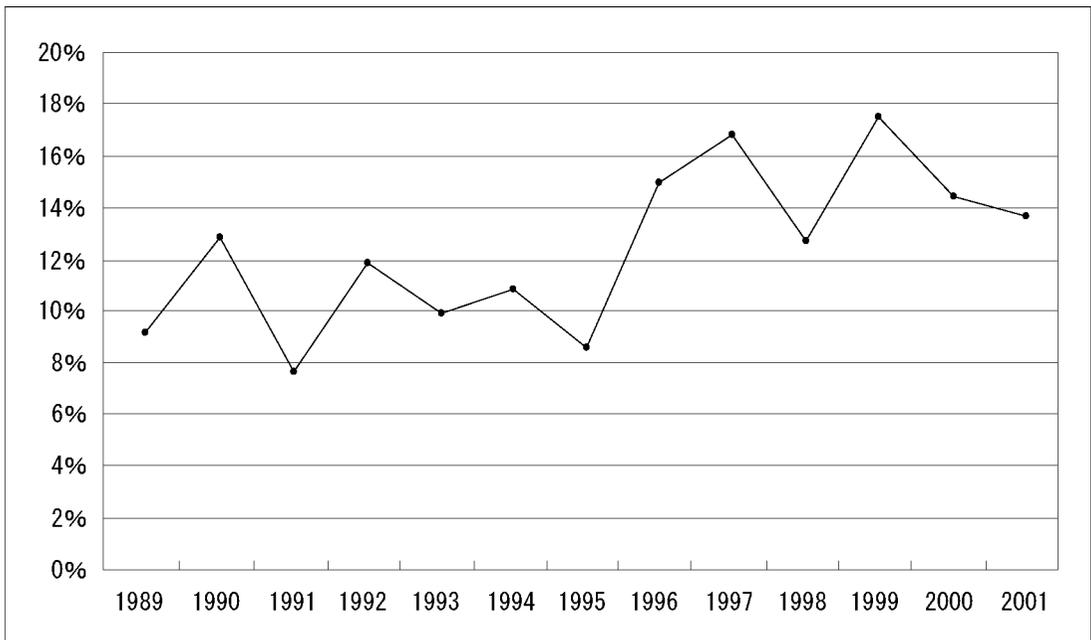
(注) 卸売業者は仕上げ精米業者を兼ねることも多いが、国内流通を主として担当する。  
(出所) 各種資料と現地聴き取りにもとづき、筆者作成。

図2 . 米の生産量と輸出量の推移、1989～2002年



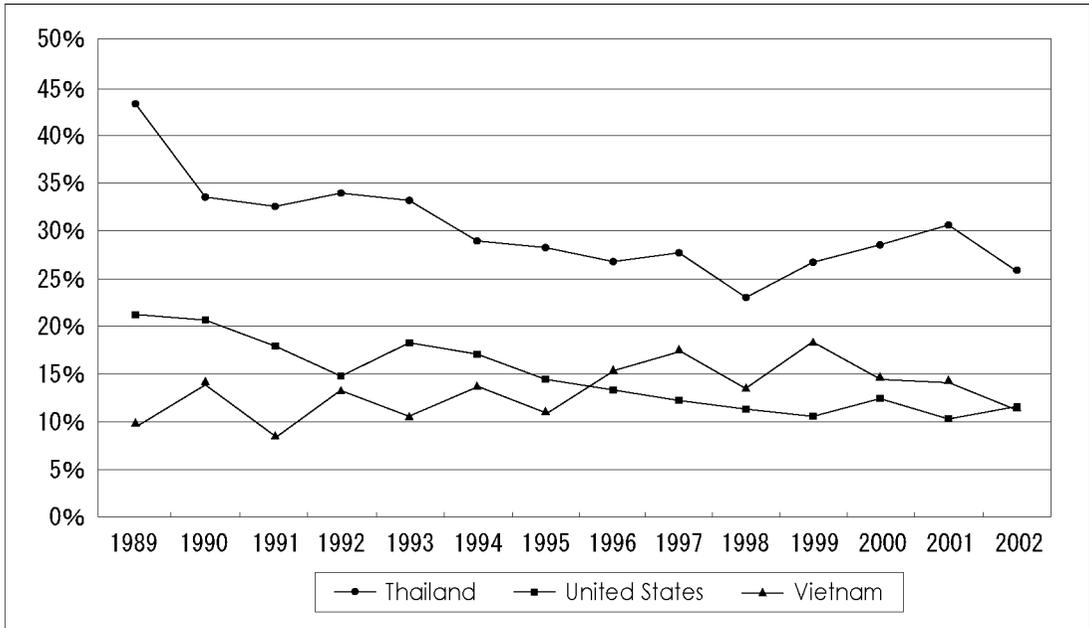
(出所) K. B. Young, E. J. Wailes & G. L. Cramer, *Vietnam's Rice Economy Developments and Prospects* (2002) より

図3 . 世界米輸出におけるベトナムの輸出シェア



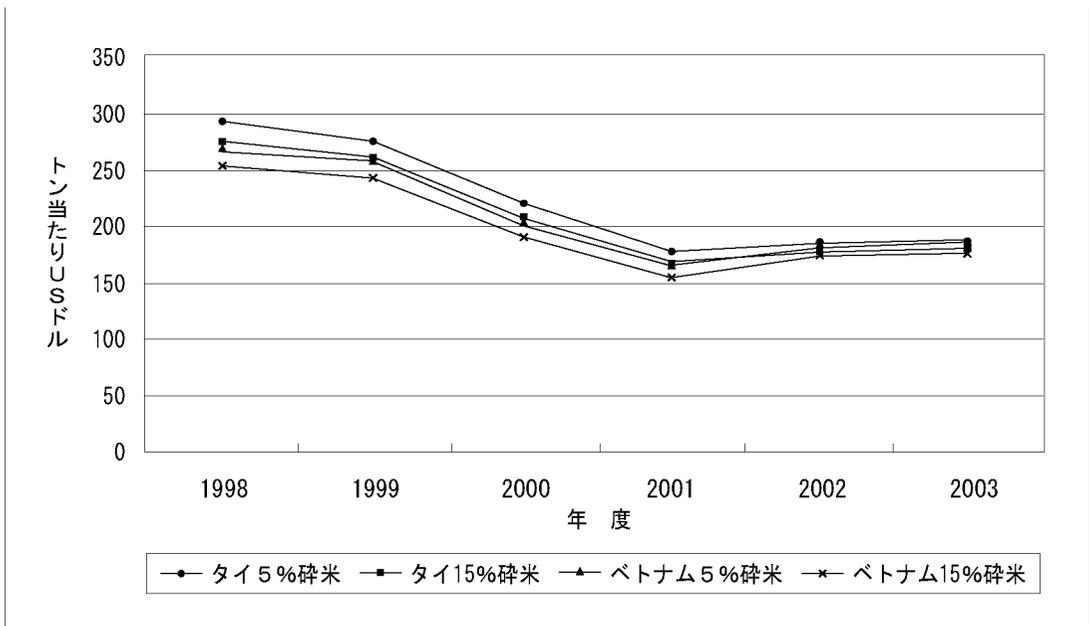
(出所) K. B. Young, E. J. Wailes & G. L. Cramer, *op. cit.* およびその他資料より。

図4 . 世界米輸出における輸出シェア



(出所) USDA. ERS, *Rice Situation and Outlook Yearbook*, 2002, FAO の統計資料。

図5 . ベトナムとタイの輸出米価格比較



(出所) USDA. ERS, *Rice Situation and Outlook Yearbook* の統計各号。

表1. ベトナムにおける米の需給構成

(単位：精米千トン)

販売年度	1998/1999	1999/2000	2000/2001	2001/2002	2002/2003	2003/2004
期首在庫	500	350	1175	910	1341	1161
生産	20,108	20,926	20,473	21,036	21,330	21,000
輸入	60	40	40	40	40	40
供給合計	20,668	21,316	21,688	21,986	22,471	21,961
輸出	4,555	3,370	3,528	3,245	4,000	4,000
国内消費	15,763	16,771	17,250	17,400	17,550	17,700
期末在庫	350	1,175	910	1,341	1,161	501
生産に対する輸出割合	22.65%	16.10%	17.23%	15.43%	18.75%	19.05%

資料) U.S. Department of Agriculture, Foreign Agricultural Service, *Grain: World Markets and Trade*, Circular Series 各号。

表2. 輸出米の碎米比率別構成

(単位：%)

	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
碎米比率														
5%以下	0.3	3.3	6	18.5	25.7	44.8	30.5	28.9	27.4	26.9	17.5	16.9	25.2	36.7
10%	1.5	13	30	20.8	25.6	24.4	24.6	16.7	16.2	26.2	15.4	25.1	12.8	4.6
15%	3	5.9	3	13	13.3	4.1	12	6.4	7.1	13.9	22.1	24.8	14.2	31.5
20%	2.3	2	8	1.2	8.2	9.2	10.7	6.1	1.2	0.4	-	-	-	-
25%	4.9	20.2	26.4	15.4	14.7	7.4	18.1	33.4	35.9	30.8	33.1	21.5	31.7	16.2
35%	82.8	46.5	19	23	9.2	6.8	3.6	5.2	12.2	1.8	0	0.4	0	0
45%以上	5.2	5	2	1	-	1.9	0.5	3.3	-	-	4.7	6.5	5.4	3.9

資料) 坂田、Nielsen, Young, Wailes, and Gramer, *op. cit.*、そして FAS、GRAIN Report 各号。  
合計が100%にならない場合があるのは、パーボイル米や分類の不明なものが含まれるため。

表3．ベトナムの米輸出相手国、地域別構成

(単位：千トン)

	1999	2000	2001	2002
アジア	2,841.0	2,085.2	1,890.8	2,184.5
香港	34.0	3.8	0.9	1.5
インドネシア	1,379.0	430.1	532.0	740.9
イラン	111.0	-	-	14.5
イラク	453.0	685.4	535.5	871.8
マレーシア	142.0	191.7	153.0	143.6
日本	15.0	50.	10.9	4.7
フィリピン	502.0	606.5	556.2	285.5
シンガポール	84.0	61.0	58.0	15.1
韓国	10.0	-	-	-
アフリカ	1,161.0	850.7	851.7	304.1
ヨーロッパ	171.0	146.4	236.7	138.5
アメリカ	195.0	172.8	286.9	276.6
キューバ	195.0	166.8	286.9	275.6
その他	232.0	114.9	261.9	341.3
総輸出量	4,600.0	3,370.0	3,528.0	3,245.0

資料) USDA FAS の GRAIN Report 各号 (年度は暦年)